

事 務 連 絡

令和7年5月22日

地方厚生（支）局主管課  
全国健康保険協会  
健康保険組合  
健康保険組合連合会  
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課

「資格確認書及び資格情報のお知らせの運用等について」の一部改正について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

先日送付しました「資格確認書の様式等について」の一部改正等について（令和6年11月26日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）による改正後の「資格確認書及び資格情報のお知らせの運用等について」（令和5年12月27日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡。令和6年11月26日一部改正）の別紙「資格確認書及び資格情報のお知らせの運用等に関するQ&Aについて」につきまして、今般、当該取扱いの一層の明確化を図るため、別添のとおり改正しましたので、内容について御了知いただくとともに、適切に運用いただくようお願いします。

（改正箇所）

- ・別紙「資格確認書及び資格情報のお知らせの運用等に関するQ&Aについて」のQ2の下線部分を追記、Q2-3、Q2-4、Q17-13を追加。その他、軽微な文言修正等。
- ※ 事務連絡本体、別添1-1、別添1-2、別添2及び別添3については改正箇所はありません。

事務連絡  
令和5年12月27日  
(令和6年2月21日一部改正)  
(令和6年11月26日一部改正)  
(令和7年5月22日一部(別紙)改正)

地方厚生(支)局主管課  
全国健康保険協会  
健康保険組合  
健康保険組合連合会  
関係各省共済組合等所管課(室)

} 御中

厚生労働省保険局保険課

#### 資格確認書及び資格情報のお知らせの運用等について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号。以下「改正法」という。)が令和5年6月9日に公布され、また、同年8月8日に「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた課題の整理と必要な対応について「最終とりまとめ」として公表されたことを踏まえ、今般、資格確認書及び資格情報のお知らせの様式等及びその交付のためのシステム改修等の運用の詳細について、下記のとおり取り扱うこととしたので、内容について十分御了知の上、関係者及び貴管下の関係機関等に対して周知徹底いただくとともに、その運用につき遺漏なきよう特段の御配慮をお願いしたい。

#### 記

##### 1. 資格確認書について

改正法の施行後は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としつつ、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況に

ある者については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書の提示により被保険者等資格を確認することとしている。

資格確認書の記載事項は、必須記載事項と任意記載事項に区分し、必須記載事項については、医療機関等における被保険者等資格の確認に必要な最低限の項目とし、任意記載事項については、保険者の判断で記載事項を選択した上で、本人の希望に基づき記載事項として追加することが可能な項目とする。なお、保険者の判断で任意記載事項を追加しないこととすることも可能である。

#### (必須記載事項)

- ・ 氏名・性別・生年月日
  - ※ 性同一性障害の方等に配慮するため、氏名や性別の記載方法については、現行の保険証と同様、柔軟な対応を可能とする。
- ・ 被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名
- ・ 資格取得年月日、交付年月日
- ・ 負担割合及び発効期日（70歳以上の加入者のみ）
  - ※ 高齢受給者証を別途交付することも可能とし、その場合は記載不要
- ・ 有効期限
- ・ 住所（裏面に自署可能な欄を設ける）
- ・ 被保険者氏名（被扶養者のみ）

#### (任意記載事項)

- ・ 一部負担金限度額（高額療養費）の適用区分、発効期日
- ・ 食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用区分、発効期日
- ・ 認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分（記号で表記）、発効期日
- ※ 被保険者の申請に係る負担や保険者の事務負担の軽減等を図る観点から、保険者の判断で任意記載事項を追加することとした場合、追加する記載事項を保険者が選択した上で、本人の希望に応じ、資格確認書に追加的に記載することも可能とする。また、任意記載事項を追加する場合の本人の希望の確認は、資格確認書の交付申請書に任意記載事項の記載希望に係る確認項目を設けること等により対応する。

なお、保険者が本人の申請によらず交付する（職権交付を行う）場合には、本人の希望を確認できないことから、必須記載事項のみとする。

ただし、これまで限度額適用認定証を本人の申請により継続的に発行していた等、本人の希望が推定可能な場合はこの限りではないが、特定疾病に係る情

報の記載は本人の明示的な希望の確認を要することとする。

※ 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証については、各証における情報が任意記載事項として記載されていない資格確認書の保有者からの申請に基づき交付することとする。

(資格確認書のサイズ、材質等)

カード型、はがき型（高齢受給者証と同様のサイズ）、A4型の3種類から各保険者が選択することとし、材質は、紙又はプラスチックとする。

なお、カード型又ははがき型を基本とし、A4型は、マイナンバーカードの紛失時等、短期の有効期限で発行する場合の活用を想定している。ただし、マイナンバーカードの紛失時等においても、各保険者の発行実務を踏まえ、カード型やはがき型で発行しても差し支えない。また、顔写真は付けないものとする。

加えて、電磁的方法による提供も可能とし、その場合においては、カード型又ははがき型のサイズの比率により提供する。

また、書面による交付及び電磁的方法による提供のいずれの場合であっても、複製等防止措置を講じる必要がある。

そのほか、複製等防止措置を含む必要な措置の詳細については、別紙「資格確認書の様式及び運用等に関するQ&Aについて」を参照すること。

(資格確認書の交付対象者)

資格確認書は、原則、本人の申請に基づき保険者が速やかに交付することとし、その申請については被保険者から事業主を経由して保険者に申請書を提出する。

ただし、当分の間、マイナ保険証（健康保険証利用登録をされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を保有していない者その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が交付する運用とする。本人の申請によらない交付（職権交付）の対象者として想定される者は以下のとおりである（新規資格取得時に限らず、資格確認書の更新時も同様）。

- ・ マイナンバーカードを取得していない者
- ・ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
- ・ マイナ保険証の利用登録解除を申請した者・登録解除者、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者、マイナンバーカードの返納者（ただし、返納者は事前の申請も想定）
- ・ DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている者

- ・ データ登録が未完了の者（保険者への資格取得届等の提出から一定の日数以上経過してもデータ登録が完了しないと見込まれる者、又は完了していない者）
  - ※ データ登録の完了とは、保険者が加入者情報を医療保険者等向け中間サーバーに登録した後、加入者が医療機関においてオンライン資格確認ができるようになった状態を指す。
  - ※ データ登録が完了するまでの措置であるため、当該者に交付する資格確認書の有効期限は原則として1か月以下とすることを想定。
- ・ 申請により資格確認書が交付された要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者をいう。以下同じ。）の資格確認書を更新する場合 等

また、本人の申請による交付が想定される者は、以下のとおりである。

- ・ マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者
- ・ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある場合 等

（資格確認書の有効期限）

資格確認書の有効期限は、5年以内で実務を勘案して各保険者が設定することとする。

なお、紛失時や一定の期間必要とする等の場合は、短期の有効期限で発行することも差し支えない。

資格確認書の様式等については、別添1及び別紙「資格確認書及び資格情報のお知らせの運用等に関するQ&A」を参照のこと。

## 2. 資格確認書交付申請書等について

本人の申請による交付が想定される方については、資格確認書交付申請書を提出いただくこととする。

ただし、新規加入の被保険者及び被扶養者のうち職権交付対象者については、原則として資格取得届等の資格確認書発行要否欄等を活用して交付を行っていただくこととするほか、保険者により、医療保険者等向け中間サーバーから通知されるマイナ保険証の保有状況を確認し、マイナ保険証を保有していない者に対しては、本人の申請によらず資格確認書を交付することも可能とする。

(資格確認書交付申請書の記載項目)

- ・ 申請日
- ・ 被保険者の氏名及び被保険者等記号・番号又は個人番号  
※ 代理申請の場合、被保険者を代理して申請する者の氏名等
- ・ 交付を希望する被保険者又はその被扶養者の氏名、生年月日及び被保険者等記号・番号又は個人番号
- ・ 申請理由
- ・ 任意記載事項の記載の希望（任意記載事項を設ける保険者に限る。） 等

### 3. 「資格情報のお知らせ」について

健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時（70歳以上の加入者のみ）等に、A4型とする等の様式（参考例は別添2を参照のこと）の資格情報通知書（以下「資格情報のお知らせ」という。）を発行する。なお、電磁的方法により提供する場合においては、被保険者等がイントラネット等から出力・印刷できるようにすること。

(「資格情報のお知らせ」の記載事項)

- ・ 氏名
  - ・ 被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名
  - ・ 負担割合並びに有効期限及び発効期日（70歳以上の加入者のみ）  
※ 別途、高齢受給者証で示す場合は省略可能
  - ・ 資格取得年月日及び通知年月日
  - ・ 本人・家族の種別
- 
- ・ このお知らせのみでは医療機関等を受診できないこと
  - ・ スマートフォンを所有している場合は、マイナポータルにアクセスすることで、自身の被保険者資格情報を確認でき、また、当該情報をダウンロードできること（アクセスするための二次元コードを記載）
  - ・ マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、マイナポータルの「私の情報」やマイナポータルからダウンロードした資格情報画面をマイナ保険証とともに提示することで受診可能であること。また、スマートフォンを所有していない方は、このお知らせをマイナ保険証とともに提示することで受診可能であること

この他、「オンライン資格確認等システムへのデータ登録の迅速化と受診時のマイナ保険証による資格確認の円滑化について」（令和6年7月5日付け保保発 0705 第1号厚生労働省保険局保険課長通知）においてお示ししたとおり、資格情報のお知らせを用いてデータ登録が完了した旨を通知する場合には、その旨を記載すること。

（「資格情報のお知らせ」の発行対象者）

- ・ 新規加入の被保険者及び被扶養者
- ・ 負担割合の変更があった者（更新したものを発行） 等

なお、自身の被保険者資格等を簡易に把握するためのものという位置付け上、資格確認書が交付された者に対して「資格情報のお知らせ」を発行することは必須ではないが、保険者における実務を勘案し、資格確認書が交付された者も含めた全加入者に対して「資格情報のお知らせ」を発行することは差し支えない。

ただし、資格情報のお知らせを用いてデータ登録が完了した旨を通知する場合には、全加入者に発行を要することに留意すること。

#### 4. 資格確認書等の交付等のためのシステム改修について

改正法の施行後、改正法の施行時点で有効な被保険者証は、その時点から最長1年間（有効期限が施行日から1年後より前に失効する場合にはその有効期限まで）使用することができることとする経過措置を設けているが、転職や転居等により保険者の異動が生じた場合等には、被保険者証はその時点で無効となるため、各保険者においては、改正法の施行の日から資格確認書等を交付することができるよう、保険者システムの改修が必要となる。

必要な改修内容等については、別添3を参照のこと。

## 資格確認書及び資格情報のお知らせの運用等に関するQ&amp;Aについて

## &lt;資格確認書について&gt;

Q 1 資格確認書は、令和6年12月2日以降、交付済みの被保険者証が有効な間においては、交付しなくてもよいか。

A 原則として、交付済みの被保険者証が有効な間は資格確認書を交付いただく必要はありませんが、加入者が切れ目なく必要な保険診療を受けられるよう、適切なタイミングで交付いただくようお願いします。

Q 1-2 資格確認書の有効期限はどのように設定すればよいか。

A 資格確認書の有効期限は、5年以内で実務を勘案して各保険者が設定することとします。

更新の煩雑を緩和するため、個人ごとに有効期限を定めるのではなく、有効期限を統一し、更新時の発行を一元的に行うことも差し支えありません。例として、各人の資格確認書が発行されてから少なくとも4年間は有効となるよう、5年目を迎えた者について年に一度、一斉更新を行うことなどが考えられます。

Q 1-3 資格確認書を短期の有効期限で発行するのはどのような場合か。

A 紛失時や一定の期間必要とする等の場合は、資格確認書を短期の有効期限で発行することも差し支えありません。

例として、転職等による保険資格変更時に、保険者によるオンライン資格確認等システムへのデータ登録に一定の期間が必要と見込まれる場合には、それまでの間、短期（1か月等）の有効期限の資格確認書を発行すること等が想定されます。

Q 2 資格確認書を交付した後、当該資格確認書の有効期限内に、マイナンバーカードの保険証利用（以下「マイナ保険証」という。）の登録をした加入者について、当該資格確認書の返還や自己破棄を求めることはできるか。

A 保険者の自主的な取組として、加入者にご説明していただいた上で、返還や自己破棄を求めていただくことは差し支えありません。

Q 2-2 マイナンバーカード紛失時に交付された資格確認書の有効期限が経過するまでの間に、マイナンバーカードの再取得をした加入者について、当該資格確認書の返還を求めることはできるか。

A 保険者の自主的な取組として、加入者にご説明していただいた上で、返還を求めていることは差し支えありません。

Q 2-3 資格確認書を交付した後、当該資格確認書の有効期間内に、マイナ保険証の登録をした加入者について、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証の交付を行う必要があるのか。

A マイナ保険証の利用登録者は、限度額適用認定証等の情報もオンライン資格確認によって医療機関窓口で確認できることから交付の必要はありません。

Q 2-4 資格確認書を交付した後、マイナ保険証の登録をした加入者について、当該資格確認書の有効期限内に、資格喪失をした場合は、当該資格確認書を回収する必要があるのか。

A 資格確認書の交付を受けた加入者については、当該資格確認書の有効期限内に、資格喪失をした場合は、事業主においては資格喪失届に添えて資格確認書を返納すること、被保険者においては資格確認書を事業主に提出することが必要です。

ただし、Q 2のとおり加入者本人が当該資格確認書を自己破棄をした場合においては、資格喪失時に資格確認書を回収する必要はございません。自己破棄については、本人からの破棄したという申し出により確認いただくほか、保険者の判断により資格確認書回収不能届（滅失届）の提出を求めることも差し支えありません。

Q 3 いわゆる要配慮者について、詳細な基準は設けるのか。

A 医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方については、要介護の高齢者や障害をお持ちの方など、様々な困難を抱える方が想定されるため、一律の基準を定めるのは困難であることから、個々の事情を勘案し保険者において判断いただくようお願いします。

Q 4 資格確認書の有効期限は個人によって異なる期限を設定してもよいか。

A 資格確認書の有効期限は5年以内で設定いただくこととなりますが、マイナ保険証の紛失時など、個々の加入者の事情によっては、保険者が設定する通常の有効期限と異なる有効期限を設定いただくことも可能です。

Q 4-2 マイナンバーカード紛失時の資格確認書の交付について、有効期限をどのように設定すればよいか。

A マイナンバーカードを紛失してから再取得するまでの期間を考慮して有効期限を設定することが考えられます。

Q 5 資格確認書と資格情報のお知らせを同じ様式として『「資格確認書」兼「資格情報のお知らせ」』のような表記として、加入者全員に交付することは可能か。

A 「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」は、法的効果が異なるものであり、同一のものとして取り扱うことはできないため、ご質問のような方法で交付することはできません。

Q 6 必須記載事項のみの様式と任意記載事項を含む様式が示されているが、両方の様式を使用できるようにする必要があるのか。

A 各保険者においていずれの様式を用いるかを判断の上、交付いただくことを想定しており、両方の様式を使用できるようにする必要はありません。

Q 7 保険者が資格確認書に任意記載事項を記載するにあたり、本人の希望の確認が必須か。

A 資格確認書に任意記載事項を記載するかどうか、記載する場合はどの項目を記載するかは、それぞれの保険者が判断することとなります。

資格確認書への任意記載事項の記載にあたっては、原則として、本人の希望を確認することを想定していますが、これまで限度額適用認定証を本人の申請により継続的に交付していた等、本人の希望が推定可能な場合はこの限りではありません。ただし、特定疾病療養受療証の情報の記載は本人の明示的な希望の確認が必要です。

Q 8 保険者として任意記載事項の様式を使用しているが、限度額適用区分等の記載を望まない加入者について、資格確認書の券面表記はどうすれば良いか。

A 券面上、任意記載事項は記載せずに、必須記載事項のみを記載するようお願いいたします。不正使用を防止する観点から、例えば、券面上、限度額適用区分等についても項目としては残した上で、アスタリスクで空欄を埋める、又は記載欄に斜線を引く等の対応が考えられます。

Q 9 限度額適用認定証や特定疾病療養受療証について、資格確認書を交付された者から交付申請があった場合は、引き続き交付することは可能か。

A 令和6年12月2日以降、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証は、資格確認書の交付を受けている方に対して交付されることとなりますが、資格確認書の交付を受けている方であっても、交付された資格確認書に各証における情報が任意記載事項として記載されている方については、交付不要となります。

Q10 氏名について旧姓併記は可能か。

A 従来の被保険者証において、保険者がやむを得ないと判断した場合には、氏名の表記方法を工夫しても差し支えないとしており、資格確認書についても同様の取扱いとします。(例：山田[佐藤(旧氏)]花子)

Q11 性同一性障害の方の性別や氏名の表記はどう取り扱えばよいか。

A 性同一性障害の方の性別や氏名については、従来の被保険者証において、保険者がやむを得ないと判断した場合には、性別や氏名の表記方法を工夫することも差し支えないとしており、資格確認書についても同様の取扱いとします。具体的には、「被保険者証の氏名表記について」(平成29年8月31日付け厚生労働省保険局保険課長通知)を参照してください。

Q12 マイナ保険証の利用登録解除について、窓口だけでなく郵送による受付も可能か。

A 郵送による受付も可能です。

Q13 マイナ保険証の利用登録解除を申請する加入者について、資格確認書の申請を案内する必要はないか。

A マイナ保険証の利用登録解除を申請される方については、加入者が切れ目なく必要な保険診療を受けられるよう、利用登録の解除申請の受付と同時に、本人の申請によらず職権で資格確認書を交付いただくようお願いいたします。ただし、Q1同様、交付済みの被保険者証が有効な間は資格確認書を交付いただく必要はありません。

Q13-2 マイナ保険証を保有しているが、当該マイナ保険証を利用する意向がない方が資格確認書の交付を希望する場合、交付することは可能か。

A マイナ保険証を保有しており、オンライン資格確認を受けることができる状況にある場合は、交付対象となりません。そうした方に対しては、マイナ保険証の利用を呼びかけていただいた上で、それでもなお資格確認書の交付を希望される場合は、マイナ保険証の利用登録の解除をご案内いただくことが考えられます。

Q13-3 マイナ保険証を保有しているが、念のため資格確認書を持っておきたいという方が資格確認書の交付を希望する場合、交付することは可能か。

A 資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情もなく、念のため資格確認書を持っておきたいという申請理由で交付することはできません。

Q13-4 子どもが修学旅行に参加するときなどマイナ保険証を持たせることが心配であるため資格確認書を持っておきたいという方が資格確認書の交付を希望する場合、交付する必要があるか。

A 資格確認書は、法令上、医療機関等においてマイナ保険証でオンライン資格確認を受けることが困難な人に対して交付するものであるため、交付する必要はありません。修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等において、児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でないときには、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことから、マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルをあらかじめダウンロードしたものやその印刷物、資格情報のお知らせ又はその写しを医療機関・薬局に提示するといった方法により、被保険者資格の確認を行うことが可能であるため、その旨ご案内していただくことが考えられます。

Q14 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた加入者について、期限切れ後3か月間はマイナ保険証として引き続き利用可能となり、3か月が経過したタイミングで資格確認書を交付することとされているが、電子証明書の有効期限が切れたタイミングで資格確認書を交付することは可能か。

A 電子証明書の有効期限が切れた後、3か月を経過するまではマイナ保険証として医療機関等における資格確認の際に引き続き利用が可能であることから、申請によらない資格確認書の交付は3か月を経過するタイミングを想定しています。なお、有効期限が切れた後、継続利用の意向がない等の理由により、資格確認書の交付申請があった場合には、交付いただいて差し支えありません。

Q15 有効期限が切れた資格確認書について回収する必要があるのか。

A 回収の必要はありませんが、個人情報を含むものであることから、本人において破棄を依頼するなど、適切な周知・広報をお願いします。なお、保険者の判断において回収しても差し支えありません。

Q16 資格確認書のき損・滅失があった場合、再交付する必要があるのか。

A 資格確認書のき損・滅失による再交付申請があった場合は、再交付が必要です。なお、申請者がマイナ保険証を保有しており、医療機関の受診時に利用可能である場合には、資格確認書は再交付せず、マイナ保険証をご利用いただくよう働きかけをお願いします。

Q17 資格確認書保有者から新たに任意記載事項の記載希望があった場合、交付済みの資格確認書について回収する必要があるか。

A 交付済みの資格確認書を回収いただき、希望があった任意記載事項を記載した資格確認書を交付してください。

なお、記載希望のあった内容に相当する証書（限度額適用認定証等）を別途交付している場合や、保険者において申請者がマイナ保険証を保有しており、医療機関の受診時に利用可能であることについて確認できた場合は、申請者にその旨を周知いただいた上で、交付しないこととして差し支えありません。

Q17-2 資格確認書の郵送方法は、どのようにすればよいか。

A 資格確認書については、基本的に従来の被保険者証と同様に取り扱われるものであり、郵送方法も従来の被保険者証と同様としていただいて差し支えありません。

Q17-3 資格確認書を書面により交付する場合、複製等防止措置は必要か。

A 資格確認書については、基本的に従来の被保険者証と同様に取り扱われるものであり、複製等防止措置を取る必要があります。具体的には、カード型の場合は従来の被保険者証と同様にパール印刷を用いることやプラスチックその他の複製しにくい素材を使用すること等が、A4型・はがき型の場合は偽造防止用紙その他の複製しにくい素材を使用することや印影を印刷ではなく保険者が直接押印すること等が考えられます。

Q17-4 資格確認書を電磁的方法により提供する場合の要件はあるか。また、複製等防止措置は必要か。

A 加入者等が資格確認書をファイルとしてダウンロードを行う方法により提供することは複製によるなりすましを否定できないことから省令上認めておりません。ダウンロード防止措置及び画像データ（スクリーンショット等）でないことがわかるように画面上に現在時刻がリアルタイムで表示される機能等の複製等防止措置を施した上で、保険者のサーバーに記録された情報を加入者が必要な多要素認証を経た上でスマートフォン等の電子機器で閲覧する方法により提供いただきますようお願いいたします。

また、加入者が医療機関等の窓口で当該電磁的方法により提供された資格確認書を提示する際には、スマートフォン等の電子機器の画面を提示する方法により表示いただく仕様としていただきますようお願いいたします。

加えて、住所欄については、加入者が記載・編集できる仕様としていただきますようお願いいたします。なお、電磁的方法により提供する場合の臓器提供意思表示記入欄については、本人の筆跡による署名が困難である場合、別添1-2にお示しする様式を参照の上、所要の変更を加えていただいて差し支えありません。その際には、運転免許証、マイナンバーカード、臓器提供意思表示カードやインターネットによる意思登録（公益社団法人日本臓器移植ネットワークHP）等のご案内もしていただきますようお願いいたします。

また、加入者の資格喪失時等には、当該加入者がアクセスできない（表示されない）仕様とする必要があります。

Q17-5 資格確認書の様式に有効期限欄が一つしか設けられていないが、各任意記載事項の有効期限が異なる場合、有効期限はどのように設定すればよいか。

A 過誤調整を防ぐ等の観点から、有効期限欄に各任意記載事項のうち最短の有効期限を記載いただくことを想定しております。

Q17-6 資格確認書において、裏面の記載内容を表面に印字して差し支えないか。

A 表面に記載されている事項を裏面とすることはできませんが、工夫により表面に裏面の記載内容を記載いただいて差し支えありません。なお、その際は印字がわかりにくいものにならないようお願いします。

Q17-7 申請及び職権交付にて一度交付した資格確認書の有効期限が到来する場合、職権にて再度資格確認書を交付する必要があるか。

A 資格確認書の有効期限が到来する場合は、直近のマイナ保険証の利用登録状況（月次）等をご確認いただいたうえで、保険者が必要と判断される場合には、引き続き職権交付が必要です。

Q17-8 資格確認書は申請交付と職権交付が混在するため、事業主が資格喪失届に添付する資格確認書の有無の判断が困難となることが想定されるが、組合から発行者対象者リストの等の送付が必要となるか。

A 定期的に資格確認書の交付実績（有効期限を含む）を提供することが望ましいです。なお、任意記載事項等を含む資格確認書を本人に直接送付した実績については、当該リストに掲載しないようご配慮をお願いします。

Q17-9 資格確認書の印影について、別の方法により複製防止等措置を講じている場合は、直接押印ではなく印刷によるものとする事は可能か。また、朱色以外で印刷・押印をしたり、縮小したりすることは可能か。

A 印影のみを複製等防止措置として用いる場合には、印刷ではなく直接押印していただく必要がありますが、別の方法により複製防止等措置を講じている場合は、印影は印刷したもので差し支えありません。また、印影の色や縮小の有無の指定はありませんが、わかりにくいものにならないようお願いします。

Q17-10 資格確認書に二次元コードや社章を設けることは可能か。

A 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、二次元コードや社章を設ける等の所要の変更を加えることは差し支えありません。その際は印字がわかりにくいものとならないようお願いいたします。また、二次元コードや社章の記載のみでは複製防止措置とはなりません。

Q17-11 国外転出者について、資格確認書の交付が必要か。

A 国外転出者は、マイナンバーカードの国外継続利用の手続きをしている場合を除き、マイナンバーカードを取得していない加入者に該当するため、職権により交付する等、当該者が帰国時等に交付申請を行わなくとも、加入者が切れ目なく必要な保険診療を受けられるよう対応をお願いいたします。

Q17-12 「データ登録が未完了の者」とは具体的にどのような者か。また、具体的にどのような対応が必要か。

A データ登録の完了とは、保険者が加入者情報を医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー」という。）に登録した後、加入者が医療機関においてオンライン資格確認ができるようになった状態を指します。したがって、データ登録が未完了の者（保険者への資格取得届等の提出から一定の日数以上経過してもデータ登録が完了しないと見込まれる者、又は完了していない者）として、具体的には、資格取得届等にマイナンバーが未記載の者、中間サーバーへのデータ登録時に符号エラー（情報連携を行う際の個人の識別子である「機関別符号」の未取得や紐付け誤りによるエラー）が表示される者、誤入力チェックシステム'24にて資格情報の閲覧が停止している者（誤入力チェックシステム'24における「突合結果分類」が「2」または「3」と表示される者）が含まれます。

データ登録が未完了の者については、データ登録が完了するまでの措置として、短期（原則として1か月以下を想定）の有効期限の資格確認書を職権により交付した上で、あわせてマイナンバーや正確な5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）の提出を促していただくようお願いいたします。資格取得届等のマイナンバーが未記載の者及び中間サーバーへのデータ登録時に符号エラーが表示される者について、マイナンバーの提出が遅延することが見込まれる場合は、できる限り早期にデータ登録を完了させる観点から、保険者において5情報を用いたJ-LIS照会を行ってください。

なお、これらの対応を行った上で、交付済みの資格確認書の有効期限（短期に設定したもの）が到来してもなおデータ登録が完了しないことが見込まれる者については、有効期限を迎える前に、適切な有効期限を設定した資格確認書を再度、職権により交付していただきますようお願いいたします。

Q17-13 資格確認書の交付・再交付の費用は保険者負担か。

A これまで、被保険者証の交付や再交付に要する費用の負担については、その交付が保険者の義務であることに照らし、交付はもとより、再交付についても保険者が負担することが原則と考えられる旨、また、仮に被保険者証の再交付に要する費用負担を被保険者に求めるのであれば、本人の過失により滅失した場合に限るとともに、費用負担について組合会に諮り了承を得た上で行うべきと考えられる旨、お示ししていたところです。

資格確認書についても、これらの取扱いは同様であり、また、仮に資格確認書の再交付に要する費用負担を被保険者に求めるのであれば、社会通念上、過大なものとならないよう留意する必要があると考えられ、組合会等において、加入者に丁寧な説明を行っていただくようお願いいたします。

<資格情報のお知らせについて>

Q18 令和6年12月2日以降に通知される資格情報のお知らせについても、「被保険者等への加入者情報等の送付について」（令和6年1月9日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）に基づく資格情報のお知らせ（個人番号の下4桁含むもの）と同様に、郵送ではなく、保険者や事業主のイントラネット等を通じて被保険者に電磁的に通知することは可能か。

A 可能です。ただし、その場合であっても、資格情報のお知らせは、マイナ保険証によるオンライン資格確認ができないなど例外的な場合に、医療機関の窓口での資格確認に用いることを想定しておりますので、被保険者がイントラネット等から出力できるようにお願いします。

また、加入者が実際に閲覧したことを保険者が確認する必要はありませんが、通知が行われたことを認識できるよう、電磁的に通知したこと及び確認方法を周知するなどの取組をお願いします。

Q19 資格情報のお知らせを加入者全員に発行する必要はあるか。

A 資格情報のお知らせは、マイナ保険証の保有者が自身の加入者資格等を簡易に確認できるようにする目的に加えて、「オンライン資格確認等システムへのデータ登録の迅速化と受診時のマイナ保険証による資格確認の円滑化について」（令和6年7月5日付け保保発 0705 第1号及び第2号厚生労働省保険局保険課長通知）によりお示ししている通り、データ登録が完了した旨※を確実に被保険者等にお知らせする必要があることから、資格確認書交付対象者を含む全加入者に対して発行をお願いします。

ただし、資格情報のお知らせに代えて、別の手段によりデータ登録完了をお知らせする場合は、資格確認書の保有者に対して別途資格情報のお知らせを交付する必要はありません。なお、この場合であっても、保険者における実務を勘案し、資格確認書の保有者も含めた全加入者に対して交付することは差し支えありません。

※ データ登録の完了とは、保険者が加入者情報を中間サーバーに登録した後、加入者が医療機関においてオンライン資格確認ができるようになった状態を指します。

Q19-2 資格情報のお知らせはデータ登録の完了後に交付する必要があるのか。

A 資格情報のお知らせは、データ登録が完了した旨を確実に被保険者等にお知らせする観点から、別の手段によりデータ登録完了をお知らせする場合を除き、データ登録の完了後に交付をお願いします。

ただし、加入者情報の登録結果が中間サーバーから保険者に通知されるまでには一定の時間を要するため、中間サーバーへの登録後であれば、登録結果に基づき加入者のマイナ保険証利用が可能となったことを確認する前に、加入者に資格情報のお知らせを送付すること※は差し支えありません。その場合は、別途、「データ連携の際、万が一エラーが発生した場合は、別途ご連絡いたします。」といった案内をしてください（別添2参考例2参照）。

※ 令和6年11月15日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡「オンライン資格確認等システムへのデータ登録の迅速化と受診時のマイナ保険証による資格確認の円滑化に関するQ&Aについて（その2）」のQ11-4を参照してください。

Q19-3 資格情報のお知らせの記載事項として、「本人・家族の種別」が追加されたが、令和6年12月2日に間に合わせる必要があるのか。

保険者において、システム改修の準備ができ次第、順次対応することとして差し支えありません。改正前の事務連絡（※）の別添2でお示ししていた参考例については、当分の間、使用可能とします。

※ 「資格確認書の様式等について」（令和5年12月27日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡。令和6年2月21日一部改正）

Q20 資格確認書を交付したため、資格情報のお知らせを交付していない加入者（資格情報のお知らせに代えて、別の手段によりデータ登録完了をお知らせした資格確認書の保有者）が、新たにマイナ保険証を保有した場合、資格情報のお知らせを交付する必要があるか。

A 資格情報のお知らせに代えて、別の手段によりデータ登録完了をお知らせする場合において、資格確認書が交付された者は、自身の被保険者資格が確認できることから、資格情報のお知らせを交付する必要はありません。

ただし、資格確認書の有効期限が切れた加入者は、資格確認書を破棄することが想定されるため、加入者が切れ目なく自身の加入者資格を確認できるよう、速やかに資格情報のお知らせを交付いただくようお願いします。

なお、保険者における実務を勘案し、資格確認書の保有者も含めた全加入者に対して交付することは差し支えありません。

Q21 資格情報のお知らせに有効期限を設定する必要はあるか。

A 資格情報のお知らせに有効期限を設定する必要はありませんが、70 歳以上の加入者については、負担割合についての有効期限の設定をお願いします。ただし、高齢受給者証で示す場合は省略可能です。

Q22 資格情報のお知らせのき損・滅失があった場合再交付する必要があるのか。

A 資格情報のお知らせのき損・滅失による再交付申請があった場合は、再交付してください。ただし、マイナポータルにより自身の資格情報を確認することができる方については、再交付を要しません。

Q23 負担割合の変更があった場合、マイナポータルにログインすることで自身の資格情報について確認できることを周知していることで交付を要しないこととしてよいか。

A 70 歳以上の方については、負担割合の変更があった場合は交付が必要です。なお、別途高齢受給者証を交付している場合は、交付は不要です。

Q24 高齢受給者証を 70 歳以上の加入者全員に交付することとし、70 歳以上の加入者に交付する資格情報のお知らせに負担割合・発効期日を記載しない取扱いは可能か。

A マイナ保険証はオンライン資格確認により負担割合が電子的に確認可能であるため、令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証の保有者に高齢受給者証を交付することは想定されず、高齢受給者証は 70 歳以上の加入者のうち、負担割合・発効期日を記載していない資格確認書の交付を受けている方に対してのみ交付が必要となります。例外として、システム上マイナ保険証の保有者には交付しないといった対応が困難な場合や、資格情報のお知らせにおいて負担割合・発行期日の記載が難しい場合などには、保険者の実務を勘案して、マイナ保険証を利用している方を含む 70 歳以上の加入者全員に交付し、資格情報のお知らせにおいて負担割合・発効期日の記載は省略しても差し支えありません。

Q24-2 資格情報のお知らせは、健康保険法施行規則等において「資格情報通知書」と規定されているが、「資格情報のお知らせ」という名称で交付してよいのか。

A 差し支えありません。

Q24-3 資格情報のお知らせの郵送方法は、どのようにすればよいか。

A 資格情報のお知らせは、必ずしも資格確認書と同様の郵送方法である必要はなく、普通郵便で送付することが考えられます。

Q24-4 資格情報のお知らせに複製等防止措置は必要か。

A 資格情報のお知らせは、資格確認書のように複製等防止措置が求められるものではないため、普通紙で差し支えありません。

Q24-5 資格情報のお知らせを更新して再交付する場合、既に交付している資格情報のお知らせを返還させる必要があるか。

A 資格情報のお知らせは、更新時の返還は不要です。その上で、既に交付している更新前の資格情報のお知らせについては、自己破棄を案内するなどの対応が考えられます。

Q24-6 マイナ保険証を持っている人は、資格情報のお知らせを併せて持ち歩く必要があるのか。

A マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証だけで顔認証付きカードリーダー等のある医療機関を受診することが可能です。他方で、顔認証付きカードリーダー等マイナンバーカードを読み取る端末がない施設（オンライン資格確認等システムの義務化対象外施設、経過措置対象施設等）も一部存在するため、そういった医療機関を受診する際には、マイナンバーカードと併せて資格情報のお知らせも持参してください。なお、資格情報については、資格情報のお知らせだけでなく、マイナポータルにアクセスしてスマートフォン等の画面を提示することや、あらかじめダウンロードしたものを提示することも可能です。

Q24-7 資格情報のお知らせは事業主を経由せず通知する運用としても問題ないか。

A 保険者の判断として、事業主を経由せず通知することについては差し支えありません。

Q24-8 退職後の再雇用等により、同日に資格喪失と資格取得の手続き（以下「同日得喪」という。）を行った者に対して、資格情報の知らせを改めて通知する必要はあるか。

A 同日得喪を行った際に、70歳到達により、一部負担割合を追加する場合や被保険者等記号・番号が変更となった場合は、改めて通知をする必要があります。なお、一部負担割合に変更がない場合や被保険者等記号・番号が変更しない場合は、同日得喪前に通知した資格情報の知らせにより自身の加入者資格を確認することができるため、保険者の判断により、改めて通知をしないことについては差し支えありません。

<従来の被保険者証について>

Q25 令和6年12月1日まで従来の被保険者証を交付可能とのことだが、12月1日は交付年月日、適用開始年月日（資格取得年月日）のどちらを基準として考えればよいか。

A 交付年月日を基準としてください。したがって、資格取得日が令和6年12月1日以前であっても、交付年月日が令和6年12月2日以降となる場合には、被保険者証は交付できません。

Q26 令和6年12月2日以降、被保険者証を交付することはできないのか。氏名変更や破損・紛失の場合の再交付もできないのか。

A できません。氏名変更や破損・紛失等で再交付が必要な場合は、マイナ保険証を保有していない方等には、申請により資格確認書を交付いただくようお願いいたします。

Q27 令和6年12月1日以前の交付であれば、被保険者証の郵送等の手続きが12月2日以降になっても差し支えないか。

A 差し支えありません。

Q28 有効期限が令和7年12月2日以降の被保険者証を令和6年12月1日以前に交付している場合、令和7年12月2日以降も被保険者証は使用可能か。

A 交付済みの被保険者証が使用できるのは令和7年12月1日までであるため、使用できません。

Q29 経過措置期間中（令和6年12月2日から令和7年12月1日まで）に、被保険者証を保有している者が資格を喪失した場合、当該被保険者証を回収する必要があるのか。

A 回収をお願いします。経過措置期間中においては、従前と同じ取扱いとなるため、事業主においては資格喪失届に添えて被保険者証を返納すること、被保険者においては被保険者証を事業主に提出することが必要です。

Q30 経過措置期間が終了する令和7年12月2日以降、被保険者証を回収する必要があるのか。

A 回収の必要はありませんが、個人情報を含むものであることから、本人において破棄を依頼するなど、適切な周知・広報をお願いします。なお、保険者の判断において回収しても差し支えありません。

<加入・脱退の手続きについて>

Q31 旧様式による資格取得届等により発行要否が不明な者について、職権交付対象者となるかを確認する必要があるのか。

A 確認することが望ましいです。確認方法については、加入者情報を中間サーバーに登録後、マイナ保険証の利用登録状況を随時確認し、職権交付対象者か確認を行う等が考えられます。

Q32 資格確認書発行要否欄は、資格取得届の他にどの届出に追加することが望ましいか。

A 省令で定める様式以外では、「被扶養者異動届」、「任意継続（特例退職）被保険者資格取得申出」を想定しています。なお、任意継続被保険者においては、加入時の資格確認書交付履歴をもって職権交付することも差し支えありません。

Q33 新規加入者について、保険者側で中間サーバーにてマイナ保険証登録状況の随時確認を行うことから、所要の変更により資格取得届等の資格確認書発行要否欄を省略することは可能か。

A 資格確認書発行要否欄を省略することはできません。発行要否欄にチェックがある場合は、速やかな資格確認書の交付をお願いします。

Q34 申請交付対象者について、資格取得届等提出時に資格確認書交付申請書を添付する運用としても問題ないか。

A 原則として、資格確認書の交付を希望する加入者については、職権交付対象者を除き、被保険者が保険者へ申請書を提出する必要があるところ、保険者の運用として、資格取得届等提出時に当該申請書を添付することは差し支えありません。

Q35 職権交付対象者について、資格取得届等の資格確認書発行要否欄にチェックがある場合であっても、当該職権交付の対象である具体的な理由（マイナンバーカードを取得していないのか、マイナ保険証の利用登録をしていないのか等）を把握するために、資格確認書交付申請書の提出を必須とする運用としても問題ないか。

A 発行要否欄にチェックがある場合は、申請が不要となる職権交付対象者であるため、速やかな資格確認書の交付をお願いします。

なお、当該職権交付の対象である具体的な理由を把握するために、保険者の判断において、別途その理由を求めることについては差し支えありません。

様式第九号(1) (第四十七条関係)

(表 面)

<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 5px;">健康保険資格確認書</div>			
本人 (被保険者)		年 月 日交付	
記 号	番 号	(枝番)	
氏 名			
性 別			
生 年 月 日	年 月 日		
資格取得年月日	年 月 日		
一部負担金の割合 発効年月日	割	年 月 日	
有 効 期 限			
保 険 者 番 号			
保 険 者 名 称	<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; display: inline-block; margin-left: 10px;">印</div>		

(裏面)

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・<sup>じん</sup>膵臓・<sup>すい</sup>小腸・眼球 】

〔特記欄：

〕

署名年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名（自筆）： \_\_\_\_\_ 家族署名（自筆）： \_\_\_\_\_

- 備考
1. この様式は、書面による交付の場合に限るものとする。大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。
  2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
  3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
  4. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
    - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
    - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出すること。
    - (3) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
    - (4) 被保険者の資格を喪失したときには、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は、保険者に返納すること。
    - (5) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。
    - (6) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
    - (7) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

(表 面)

<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 10px;">健康保険資格確認書</div>			
本人 (被保険者)		年 月 日交付	
記 号		番 号	(枝番)
氏 名			
性 別			
生 年 月 日	年 月 日		
資格取得年月日	年 月 日		
一部負担金の割合 発効年月日	割	年 月 日	
限度額区分 発効年月日	年 月 日		
長期入院該当	年 月 日		
特定疾病区分 発効年月日	年 月 日		
有効期限			
保 險 者 番 号			
保 險 者 名 称			印

(裏面)

住所

--

備考

--

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
  2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
  3. 私は、臓器を提供しません。
- 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・<sup>じん</sup>膵臓・<sup>すい</sup>小腸・眼球 】

〔特記欄：

〕

署名年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名（自筆）： \_\_\_\_\_ 家族署名（自筆）： \_\_\_\_\_

- 備考 1. この様式は、書面による交付の場合に限るものとする。大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。
2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
3. 「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、被保険者が同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。
- また、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
- なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第5号、第2項第5号、第3項第5号若しくは第6号に該当する場合に限る。
4. 3に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ(境)」(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ⅰ(境)」)と記載すること。
5. 「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が1万円の場合は「AⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が2万円の場合は「AⅡ」と、血友病の場合は「B」と、HIVの場合は「C」と記載すること。
6. 「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。
7. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
8. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
- (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
  - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて)提出すること。
  - (3) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の場合は、保険診療の費用(入院時の食事療養に要する費用を除く。)の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生

日が月の初日である場合はその月)以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証)に示す割合であること。

- (4) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。
- (5) 認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに1か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。
- (6) 被保険者の資格を喪失したときには、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。
- (7) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。
- (8) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
- (9) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第九号(3) (第四十七条関係)

(表 面)

健 康 保 険 資 格 確 認 書	本人 (被保険者)	年 月 日 交付								
記 号	番 号	(枝番)								
氏 名										
性 別										
生 年 月 日	年 月 日									
資格取得年月日	年 月 日									
一部負担金の割合・発効年月日	割	年 月 日								
有 効 期 限		年 月 日								
保険者番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>									
保険者名称		印								

(裏 面)

住 所		
備 考		
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓<sup>じん</sup>・膀胱<sup>すい</sup>・小腸・眼球 】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名 (自筆)： _____ 家族署名 (自筆)： _____</p>		

- 備考
1. 書面による場合は、紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
  2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
  3. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
  4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
  5. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
    - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
    - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
    - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。
    - (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
    - (5) 被保険者の資格を喪失したときには、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は、保険者に返納すること。
    - (6) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。
    - (7) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
    - (8) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。



- 備考
1. 書面による場合は、紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
  2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
  3. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
  4. 「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、被保険者が同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。  
また、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。  
なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第5号、第2項第5号、第3項第5号若しくは第6号に該当する場合に限る。
  5. 4に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ(境)」(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ⅰ(境)」)と記載すること。
  6. 「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が1万円の場合は「AⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が2万円の場合は「AⅡ」と、血友病の場合は「B」と、HⅠVの場合は「C」と記載すること。
  7. 「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。
  8. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
  9. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
    - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
    - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて)提出又は提示すること。
    - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いるこ

とはできないこと。

- (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
- (5) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。
- (6) 認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに1か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。
- (7) 被保険者の資格を喪失したときには、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。
- (8) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。
- (9) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
- (10) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

住所	
備考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。  
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： 〕

署名年月日：                      年              月              日

本人署名 (自筆)：                      \_\_\_\_\_

家族署名 (自筆)：                      \_\_\_\_\_

健康保険資格確認書		
本人 (被保険者)		
_____年 ____月 ____日 交付		
記 号	番 号	(枝番)
氏 名		
性 別		
生 年 月 日	_____年 ____月 ____日	
資格取得年月日	_____年 ____月 ____日	
一部負担金の割合 発効年月日	割	_____年 ____月 ____日
有効期限		
保 険 者 番 号	_____	_____
保 険 者 名 称		
印		

備考

1. 大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
4. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
  - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
  - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けられるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
  - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。
  - (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
  - (5) 被保険者の資格を喪失したときには、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は、保険者に返納すること。
  - (6) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。
  - (7) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
  - (8) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

住所備考	
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかかの番号を○で囲んでください。</p>	
<p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後</u>のいずれでも、<u>移植</u>の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後</u>に限り、<u>移植</u>の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。          《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p>	
<p>【特記欄：          【 心臓・肺・肝臓・腎臓・<sup>じん</sup>臓・<sup>すい</sup>臓・小腸・眼球 】</p>	
<p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名 (自筆)： _____</p> <p>家族署名 (自筆)： _____</p>	

健康保険資格確認書		
本人 (被保険者) _____ 年 _____ 月 _____ 日 交付		
記号	番号	(枝番)
氏名		
性別		
生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
資格取得年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
一部負担金の割合	割	_____ 年 _____ 月 _____ 日
発効額	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
長期入院該当	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
特定疾病区分	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
有効期限	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
保険者番号	_____ 年 _____ 月 _____ 日	
保険者名称	印	

備考

1. 大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
3. 「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、被保険者が同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第5号、第2項第5号、第3項第5号若しくは第6号に該当する場合に限る。

4. 3に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあつては「Ⅰ（境）」と記載すること。
5. 「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が1万円の場合は「AⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が2万円の場合は「AⅡ」と、血友病の場合は「B」と、HⅠVの場合は「C」と記載すること。
6. 「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。
7. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。
8. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
  - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
  - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けけるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
  - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。

- (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
- (5) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。
- (6) 認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに1か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めらるること。
- (7) 被保険者の資格を喪失したときには、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。
- (8) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。
- (9) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求めらるること。
- (10) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

(表 面)

<div style="border: 1px solid black; width: 30%; margin: 0 auto; padding: 10px;">健康保険資格確認書</div> <p style="margin-top: 10px;">家族 (被扶養者)</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日交付</p>			
記 号		番 号	(枝番)
氏 名			
性 別			
生 年 月 日	年 月 日		
認 定 年 月 日	年 月 日		
被 保 険 者 氏 名			
一 部 負 担 金 の 割 合 発 効 年 月 日	割	年 月 日	
有 効 期 限			
保 険 者 番 号			
保 険 者 名 称	<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; display: inline-block; margin-top: 10px;">印</div>		

(裏面)

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・<sup>じん</sup>膵臓・<sup>すい</sup>小腸・眼球 】

〔特記欄：

〕

署名年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名（自筆）： \_\_\_\_\_ 家族署名（自筆）： \_\_\_\_\_

- 備考
1. この様式は、書面による交付の場合に限るものとする。大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。
  2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
  3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
  4. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
    - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
    - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出すること。
    - (3) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
    - (4) 被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は、保険者に返納すること。
    - (5) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。
    - (6) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
    - (7) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

(表 面)

<div style="border: 1px solid black; width: 30%; margin: 0 auto; padding: 10px; display: inline-block;">健康保険資格確認書</div>			
家族 (被扶養者)		年 月 日交付	
記 号		番 号	(枝番)
氏 名			
性 別			
生 年 月 日	年 月 日		
認 定 年 月 日	年 月 日		
被 保 険 者 氏 名			
一部負担金の割合 発 効 年 月 日	割	年 月 日	
限 度 額 区 分 発 効 年 月 日	年 月 日		
長 期 入 院 該 当	年 月 日		
特 定 疾 病 区 分 発 効 年 月 日	年 月 日		
有 効 期 限			
保 険 者 番 号			
保 険 者 名 称			<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; text-align: center; vertical-align: middle;">印</div>

(裏面)

住所

--

備考

--

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・<sup>じん</sup>膵臓・<sup>すい</sup>小腸・眼球 】

〔特記欄：

〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： \_\_\_\_\_ 家族署名（自筆）： \_\_\_\_\_

- 備考 1. この様式は、書面による交付の場合に限るものとする。大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとする。
2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
3. 「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、被保険者が同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。
- また、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
- なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第5号、第2項第5号、第3項第5号若しくは第6号に該当する場合に限る。
4. 3に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ(境)」(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ⅰ(境)」)と記載すること。
5. 「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が1万円の場合は「AⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が2万円の場合は「AⅡ」と、血友病の場合は「B」と、HIVの場合は「C」と記載すること。
6. 「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。
7. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
8. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
- (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
  - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて)提出すること。
  - (3) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の場合は、保険診療の費用(入院時の食事療養に要する費用を除く。)の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生

日が月の初日である場合はその月)以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証)に示す割合であること。

- (4) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。
- (5) 認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに1か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。
- (6) 被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。
- (7) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。
- (8) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
- (9) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第九号(9) (第四十七条関係)

(表 面)

健 康 保 険 資 格 確 認 書	家 族 (被扶養者)	年 月 日 交付								
記 号	番 号	(枝番)								
氏 名										
性 別										
生 年 月 日		年 月 日								
認 定 年 月 日		年 月 日								
被 保 険 者 氏 名										
一部負担金の割合・発効年月日	割	年 月 日								
有 効 期 限		年 月 日								
保 険 者 番 号		<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
保 険 者 名 称		<table border="1"><tr><td>印</td></tr></table>	印							
印										

(裏 面)

住 所	<table border="1"><tr><td></td></tr></table>	
備 考	<table border="1"><tr><td></td></tr></table>	
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・<sup>じん</sup>膵臓・<sup>すい</sup>小腸・眼球 】</p> <p>〔特記欄：</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____</p>		

- 備考
1. 書面による場合は、紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
  2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
  3. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
  4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
  5. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
    - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
    - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
    - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。
    - (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
    - (5) 被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は、保険者に返納すること。
    - (6) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。
    - (7) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
    - (8) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第九号(10) (第四十七条関係)

(表 面)

健 康 保 険 資 格 確 認 書	家族 (被扶養者)	年 月 日 交付								
記 号	番 号	(枝番)								
氏 名										
性 別										
生 年 月 日	年 月 日									
認 定 年 月 日	年 月 日									
被 保 険 者 氏 名	割									
一部負担金の割合・発効年月日	年 月 日									
限 度 額 区 分 ・ 発 効 年 月 日	年 月 日									
長 期 入 院 該 当	年 月 日									
特 定 疾 病 区 分 ・ 発 効 年 月 日	年 月 日									
有 効 期 限	年 月 日									
保 険 者 番 号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>									
保 険 者 名 称										
		印								

(裏 面)

住 所		
備 考		
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・<sup>じん</sup>膵臓・<sup>すい</sup>臓・小腸・眼球 】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名 (自筆)： _____ 家族署名 (自筆)： _____</p>		

- 備考
1. 書面による場合は、紙、プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
  2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
  3. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
  4. 「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、被保険者が同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。  
また、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。  
なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第5号、第2項第5号、第3項第5号若しくは第6号に該当する場合に限る。
  5. 4に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ(境)」(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の者で同号に該当する場合にあっては「Ⅰ(境)」)と記載すること。
  6. 「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が1万円の場合は「AⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が2万円の場合は「AⅡ」と、血友病の場合は「B」と、HⅠVの場合は「C」と記載すること。
  7. 「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。
  8. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
  9. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
    - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
    - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を(別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて)提出又は提示すること。
    - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いるこ

とはできないこと。

- (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
- (5) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。
- (6) 認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに1か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。
- (7) 被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は、保険者に返納すること。
- (8) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。
- (9) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
- (10) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

住所	
備考	<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後</u>のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後</u>に限り、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。          《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】</p> <p>〔特記欄： 〕</p> <p>署名年月日：                      年           月           日</p> <p>本人署名 (自筆)：                      _____</p> <p>家族署名 (自筆)：                      _____</p>

健康保険資格確認書			
家族 (被扶養者)			
		年    月    日 交付	
記号	番号	番号	(枝番)
氏名			
性別			
生年月日	年   月   日	年   月   日	
認定年月日	年   月   日	年   月   日	
被保険者氏名			
一部負担金の割合 発効年月日	割	年   月   日	年   月   日
有効期限			
保険者番号			
保険者名称			
			印

備考

1. 大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
4. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
  - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
  - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けられるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
  - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。
  - (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
  - (5) 被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は、保険者に返納すること。
  - (6) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合は事業主を経由することを要しないこと。
  - (7) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。
  - (8) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

住所備考	
住所備考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。  
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・じん臓・すい臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： 〕

署名年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名 (自筆)： \_\_\_\_\_

家族署名 (自筆)： \_\_\_\_\_

健康保険資格確認書		家族 (被扶養者)		年 _____ 月 _____ 日 交付
記号	番号	番号	番号	(枝番)
氏名				
性別				
生年月日				
認定年月日				
被保険者氏名				
一部負担金の割合	割			
発効年月日				
限度額年月日				
長期入院該当				
特定疾病区分				
発効年月日				
有効期限				
保険者番号				
保険者名称				印

備考

1. 大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。電磁的方法により提供する場合はこの比率によるものとする。
2. 別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、「一部負担金の割合・発効年月日」欄は省略することができる。
3. 「限度額区分・発効年月日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、被保険者が同条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

また、同条第3項第4号又は第4項第4号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が健康保険法施行令第42条第1項第5号、第2項第5号、第3項第5号若しくは第6号に該当する場合に限る。

4. 3に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあつては「Ⅰ（境）」と記載すること。
5. 「特定疾病区分・発効年月日」は、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分であり、「特定疾病区分・発効年月日」欄には、認定疾病が人工透析かつ自己負担限度額が1万円の場合は「AⅠ」と、人工透析かつ自己負担限度額が2万円の場合は「AⅡ」と、血友病の場合は「B」と、HⅠVの場合は「C」と記載すること。
6. 「限度額区分・発効年月日」欄及び「長期入院該当」欄並びに「特定疾病区分・発効年月日」欄については、任意記載事項であり、保険者の判断で追加する事項を選択できる。
7. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。
8. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
  - (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
  - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けけるか、資格確認書を（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、資格確認書に高齢受給者証を添えて）提出又は提示すること。
  - (3) 電磁的方法により提供された資格確認書については、紙に出力して用いることはできないこと。

- (4) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、「一部負担金の割合・発効年月日」欄（別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする保険者については、高齢受給者証）に示す割合であること。
- (5) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とすること。また、入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。
- (6) 認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに1か月につき表面の「特定疾病区分・発効年月日」欄に記載された区分に基づく自己負担限度額を最高限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めらるること。
- (7) 被保険者の資格を喪失したとき又はその被扶養者でなくなつたときは、5日以内に資格確認書を事業主に提出すること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由して交付された場合は、保険者に返納すること。
- (8) 資格確認書の記載事項に変更があつたときは、直ちに事業主を経由して保険者に提出して訂正を受けること。ただし、任意継続被保険者又は特例退職被保険者の場合、及び資格確認書を事業主を経由せずに交付された場合は事業主を経由することを要しないこと。
- (9) 有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することはできないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求めらるること。
- (10) 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

## 電磁的方法により資格確認書を提供する際の様式例等について

資格確認書を電磁的方法により提供する場合であって、臓器提供意思表示記入欄のうち署名欄のない形式で提供する場合には、この様式例を参照の上、下記の文例を参考に、運転免許証、マイナンバーカード、臓器提供意思表示カードやインターネットによる意思登録（公益社団法人日本臓器移植ネットワークHP）等を加入者に案内してください。

(例)

臓器を提供する意思を表示するためには、本人の自筆による署名等が記載された書面による意思表示が必要となります。臓器を提供する意思を表示する場合には、資格確認書に必要な事項を入力することに加え、運転免許証、マイナンバーカード、臓器提供意思表示カードやインターネットによる意思登録等によって意思表示をすることができます。臓器提供の意思を表示するための方法については、下記のホームページを参照してください。

【厚生労働省HP】臓器提供の意思表示について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/zouki\\_ishoku/intention.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/zouki_ishoku/intention.html)

【公益社団法人日本臓器移植ネットワークHP】意思表示の方法

<https://www.jotnw.or.jp/learn/method/>

【インターネットによる意思登録】

(公社) 日本臓器移植ネットワーク 臓器提供意思登録 (jotnw.or.jp)

<https://www2.jotnw.or.jp/>

様式例 1

健康保険 資格確認書	本人（被保険者）	年 月 日 交付								
記号	番号	（枝番）								
氏名										
性別										
生年月日		年 月 日								
資格取得年月日		年 月 日								
一部負担金の割合・発効年月日	割	年 月 日								
有効期限		年 月 日								
保険者番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>									
保険者名称		印								

住所	
備考	
<p>※ 臓器提供に関する意思を表示することを希望する場合は、下記に入力をしてください。なお、臓器を提供する意思を表示する場合は、別途、本人の自筆による署名等が記載された書面による意思表示が必要となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、チェックをつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 <input type="checkbox"/>心臓・<input type="checkbox"/>肺・<input type="checkbox"/>肝臓・<input type="checkbox"/>腎臓・<input type="checkbox"/>膵臓・<input type="checkbox"/>小腸・<input type="checkbox"/>眼球 】</p>	

- ※ 臓器提供意思表示欄のチェックについては、加入者が選択することができる仕様とすること。
- ※ 健康保険法施行規則様式第九号（3）に定める事項によるものとする。
- ※ 被扶養者に係るもの又は任意記載事項の記載があるものを提供する場合は、様式例1に準じるものとし、健康保険法施行規則様式第九号（4）（9）（10）に定める事項によるものとする。

様式例 2

健康保険資格確認書	
本人（被保険者）	
_____年 月 日 交付	
記 号	番 号 (枝番)
氏 名	
性 別	
生 年 月 日	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日
一部負担金の割合 発 効 年 月 日	割 年 月 日
有 効 期 限	
保 険 者 番 号	
保 険 者 名 称	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">印</div>

住 所	
備 考	
<p>※ 臓器提供に関する意思を表示することを希望する場合は、下記に入力をしてください。なお、臓器を提供する意思を表示する場合は、別途、本人の自筆による署名等が記載された書面による意思表示が必要となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 私は、臓器を提供しません。 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、チェックをつけてください。》</p> <p>【 <input type="checkbox"/>心臓・<input type="checkbox"/>肺・<input type="checkbox"/>肝臓・<input type="checkbox"/>腎臓・<input type="checkbox"/>膵臓・<input type="checkbox"/>小腸・<input type="checkbox"/>眼球 】</p>	

※ 臓器提供意思表示欄のチェックについては、加入者が選択することができる仕様とすること。

※ 健康保険法施行規則様式第九号（5）に定める事項によるものとする。

※ 被扶養者に係るもの又は任意記載事項の記載があるものを提供する場合は、様式例2に準じるものとし、健康保険法施行規則様式第九号（6）（11）（12）に定める事項によるものとする。

参考例 1：【加入者のマイナ保険証利用が可能となったことを確認（※1）した後に通知する場合】

## 資格情報のお知らせ

(保険者名)  
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。

また、あなたの資格情報のデータ登録が完了しましたので、マイナ保険証により医療機関等の受診が可能となります。

なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

本人（被保険者）	記号	000	番号	00000000	（枝番） 00
氏名	佐藤 太郎				
フリガナ	サウ タウ				
負担割合	3割	発効期日	令和〇年〇月〇日		
		有効期限	令和〇年〇月〇日		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日				
交付年月日	令和〇年〇月〇日				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

－ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら －



マイナ保険証の読み取りができない等の例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます  
(このお知らせのみでは受診できません)

### 資格情報のお知らせ

本人（被保険者） 令和〇年〇月〇日交付  
(保険者名)  
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (枝番) 00  
氏名 佐藤 太郎  
負担割合 3割 発効期日 令和〇年〇月〇日  
有効期限 令和〇年〇月〇日  
資格取得年月日 平成〇年〇月〇日

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

- ※1 保険者が医療保険者等向け中間サーバー等からの登録結果により確認することをいう。  
 ※2 70歳未満の加入者に交付する場合は、負担割合及び発効期日・有効期限の記載は不要。  
 ※3 別の方法によりデータ登録完了通知をする場合には、その旨の記載をしなくても差し支えない。

## 資格情報のお知らせ

(保険者名)

(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。

また、あなたの資格情報のデータ登録が完了しましたので、交付年月日の○日後（予定）より、マイナ保険証により医療機関等の受診が可能となります。

※データ連携の際、万が一エラーが発生した場合は、別途ご連絡いたします。

なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

家族（被扶養者）	記号	000	番号	00000000（枝番）00
氏名	佐藤 太郎			
フリガナ	サウ タロウ			
負担割合	3割	発効期日	令和○年○月○日	
		有効期限	令和○年○月○日	
資格取得年月日	平成○年○月○日			
交付年月日	令和○年○月○日			

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

－ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら －



マイナ保険証の読み取りができない等の例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます  
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ	
家族（被扶養者）	令和○年○月○日交付 (保険者名) (保険者番号)
記号 000	番号 00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎
負担割合 3割	発効期日 令和○年○月○日
	有効期限 令和○年○月○日
資格取得年月日	平成○年○月○日
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です	

- ※1 保険者が医療保険者等向け中間サーバー等からの登録結果により確認することをいう。
- ※2 70歳未満の加入者に交付する場合は、負担割合及び発効期日・有効期限の記載は不要。
- ※3 別の方法によりデータ登録完了通知をする場合には、その旨の記載をしなくても差し支えない。

## 資格確認書の交付等のためのシステム改修について

- ① 資格確認書を交付するための機能
  - ・ 資格確認書を出力する機能
    - ※ 任意記載事項を設ける場合、必須記載事項のみの資格確認書と任意記載事項を含む資格確認書の2種類の出力に対応する必要あり。
  - ・ 異なる用紙サイズ（現行サイズとA4型の2種類など）で資格確認書を出力するための機能
    - ※ 現行のサイズのみとすることも可。
  - ・ 資格確認書を保険者の窓口等で即日出力するための機能
  - ・ 資格確認書交付申請書を出力するための機能
  
- ② 資格確認書の交付対象者・交付状況を管理するための機能
  - ・ 医療保険者等向け中間サーバーから通知されるマイナ保険証利用登録状況（利用登録解除の情報を含む。）の有無を、保険者システムに取り込む機能（③の職権交付の機能と連動）
    - ※ マイナ保険証の利用登録状況については、医療保険者等中間サーバーから各保険者に対して月次（日次でも随時把握可能とする）で通知する仕組みを整備する予定。（現行の四半期に1度通知する機能を拡充）
  - ・ 医療保険者等向け中間サーバーから通知されるマイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた者や返納者の情報を、保険者システムに取り込む機能（③の職権交付の機能と連動）
  - ・ 資格確認書の交付の有無を管理する機能（マイナ保険証利用登録状況などと照らし合わせて管理）
  - ・ 資格確認書を職権交付している者と申請により交付している者等を、それぞれ分けて管理するための機能（更新時等に活用することを想定。管理のため、個別にフラグを立てられることが望ましい。）
  - ・ 申請により資格確認書が交付された要配慮者について、更新時に職権交付の対象者として管理するための機能
  - ・ 必須記載事項のみが記載されている資格確認書を交付している者と任意記載事項が記載されている資格確認書を交付している者を、それぞれ分けて管理するための機能（更新時等に活用することを想定）

※ 任意記載事項を設ける場合のみ対応する必要あり。

③ 資格確認書の職権交付を行うための機能

- ・マイナ保険証の利用登録が行われていない者等（マイナ保険証の利用登録解除を申請した者・登録解除者、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた者（カード本体の有効期限が切れた者を含む。）や返納者、自己情報提供不可フラグが立っている者、マイナ保険証を保有しているが申請により資格確認書を交付された要配慮者を含む。）に対し、資格確認書を職権で交付できるよう管理する機能

④ 「資格情報のお知らせ」を交付等するための機能

- ・新規資格取得時や負担割合変更時に、「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証の保有者に出力する機能
- ・資格情報のお知らせの交付対象者・交付状況を管理するための機能（マイナ保険証利用登録状況と照らし合わせて管理）
- ・新規資格取得時等に発行する「資格情報のお知らせ」等にデータ登録完了をお知らせする通知を出力する機能

⑤ 医療保険者等向け中間サーバー等へ連携する加入者情報の変更等

- ・保険証廃止に伴い、医療保険等向け中間サーバー等へ連携する証区分等の加入者情報について変更が想定されるため、変更後の情報を連携するための改修

⑥ 被保険者証を交付するための機能の廃止

- ・現行の被保険者証を交付する機能を廃止するための改修